

# 取扱説明書

## 《特記事項》

- (1) 敷地内でのトラブルに関しては、甲及び管理会社は一切責任を負わないものとする。
- (2) 乙は本物件、本物件の共用部分、その他本物件周辺で一般道徳を遵守するものとし、近隣等との間でトラブルが発生した場合は当事者間で誠意をもって解決するものとする。
- (3) 乙が自動車保管場所使用承諾証明書を必要とする場合は、管理会社はその証明をするものとし、その証明にかかる事務手数料として管理会社に 2,000 円(消費税別途)を支払うものとする。
- (4) 本契約期間内に消費税の増税が行われた場合、賃料についても増税分が引き上げられることがありますので、予めご了承ください。
- (5) 本契約終了時に本駐車場区画又は本駐車場敷地内に残置された乙の所有物(車両又はそれに準ずるもの)があり、本物件を維持管理するためにやむを得ない事情がある時は、乙がその時点でこれを放棄したものとみなし、甲はこれを必要な範囲で任意に処分し、その処分に要した費用を乙に請求することができる。
- (6) 本契約期間中に車両変更等で頭書(2)以外の車両を駐車する際は、遅滞なく甲又は管理会社へ変更の連絡及び変更した車両の車検証の写しを提出することとする。
- (7) 乙の契約区画を不法に占領する車両等がある場合、甲又は管理会社はこれらを排除、改善するべく努力する義務を負うこととする。但し、甲又は管理会社は、その間に乙が要した駐車料金や、これに生じた損害に対する賠償責任を負わないものとする。
- (8) 本契約の解約については、甲乙ともに1か月前までに告知することで解約をできるものとする。
- (9) 本契約区画に駐車する車両は原則走行可能な車両及びナンバープレートのついた車に限るものとし、廃車・事故車等の走行不可の車両、ナンバープレートを外した車両は本区画に駐車できないものとする。

## 《注意事項》

### 初回の入庫について

ご契約後は現況有姿でのお引渡しとなります。リアオーバーハング、タイヤ幅、最低地上高等車検証には記載の無いサイズもあることから、使用するお車のサイズが駐車場のサイズ制限内かどうかは必ず現地にてご自身でご確認ください。

初回入庫時には事前にサイズを確認の上、十分注意をして入出庫をお願いいたします。試し入れ時や契約後に事故等が発生した場合、貸主及び管理会社並びに保証会社では一切の責任を負いかねます。

以上

# 駐車場簡易区画図（予定）

